

議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する協議について（案）

「議会改革検討会議報告書（平成29年6月23日）」では、「選挙区の変更を行う場合にあっては、1年程度の周知期間を設ける必要があると考える」と結論付けていることから、本委員会は、次の一般選挙は平成31年に施行されると考えられることを踏まえて、適切な時期に結論が得られるよう、協議を進めていく必要がある。

1 総定数について

議会改革検討会議報告書（抜粋）

2（3）総定数のあり方

平成27年国勢調査の結果が示すように、本県人口の動向が微増傾向であることや、これまで、県議会が、常任委員会を中心とした運営により、適切にその役割を果たしてきたことを踏まえ、総定数並びに常任委員会数及び各委員会に配当されるべき委員数については、現状を前提とした検討を行うことが適当であると考える。

- 総定数は、現行と同じ105人とする。

2 選挙区について

議会改革検討会議報告書（抜粋）

3（1）地域代表的性格を支える選挙区のあり方

選挙区の変更を行う場合にあっては、県議会議員の地域代表的性格と本県の特徴を踏まえ、憲法が要求する投票価値の平等と公職選挙法の規定を遵守しながら、様々な地域的差異がある本県の実情に即して、なるべく幅広い地域代表を選出することが可能な選挙区のあり方を追求していくべきであると考える。

現行の選挙区は、人口の要件を満たさないため単独で選挙区を設けることができない町や村を除いて、市町又は区の区域ごとに設けられており、基礎自治体又は区の単位で地域の代表を選出することが可能である。

- 選挙区は、現行の選挙区の区域の維持を前提とする。

3 各選挙区において選挙すべき議員の数について

公職選挙法第15条第7項

各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

- 各選挙区の定数は、公職選挙法の原則に従い人口に比例して配分する。

※ 各選挙区の区域及び各選挙区の定数の変更は、上記を踏まえ、法令の規定上必要とされるものについて行う。